

福島市青少年問題協議会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 12 号

福島市青少年問題協議会条例を廃止する条例

福島市青少年問題協議会条例（昭和51年条例第20号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。  
別表青少年問題協議会委員の項を削る。